

日本医療情報学会北海道支部 表彰規定

制定 平成 22 年 3 月 1 日

改定 令和 7 年 1 月 8 日

第 1 条(趣旨)

この規定は、日本医療情報学会北海道支部(以下、支部という)の研究推進に関する表彰について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条(選考委員会)

表彰にあたっては、日本医療情報学会北海道支部表彰者選考委員会（以下、選考委員会という）を設置し、表彰者の決定は選考委員会が行うものとする。選考委員会の委員長は支部長が兼ね、選考委員は支部幹事とする。選考に関する事務は、支部事務局にて取り扱う。

第 3 条(表彰の種類)

表彰は以下の 2 種類として、件数および内容は、次のとおりとする。但し、同一種類の表彰は 1 回のみとする。

- (1) 支部長賞(賞状、3 万円相当の記念品) 1 件以内

過去 3 年間に日本医療情報学会が発行する学術雑誌等に発表された論文の中で最も優れたもの。但し、表彰者は原則として北海道在住の日本医療情報学会正会員に限り、年齢は問わない。

- (2) 若手研究奨励賞(賞状、1 万円相当の記念品) 2 件以内

北海道支部総会まで過去 1 年間に開催された支部主催の学術大会等の口演発表の中で優れたもの。但し、表彰者は日本医療情報学会の正会員・学生会員を問わず、北海道在住の原則 35 歳までとする。

第 4 条(表彰候補者の公募)

支部長賞の表彰候補者は、選考委員会が年度初めに公募する。表彰候補者は、自薦および他薦を問わないが、他薦の推薦者は医療情報学会の正会員に限る。表彰候補者応募用紙の形式は別途定める。若手研究奨励賞の表彰候補者は、前年度に開催された支部秋季学術大会の北海道在住の 35 歳以下の口演発表者を表彰候補者として選考委員会が推薦する。

第 5 条(表彰者の選考)

表彰者の選考は、全ての表彰候補者を対象として、全ての選考委員による採点の合計点により、表彰種類ごとに決定する。同点の場合は委員長が判断する。

第 6 条(表彰)

表彰は、支部学術大会の総会にて行い、賞状および記念品を授与する。

附則

この規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この改定された規定は、令和 7 年 1 月 8 日から施行する。

平成 年度 日本医療情報学会北海道支部
支部長賞表彰候補者 推薦用紙

推薦種別	自薦 他薦 (推薦者:)
会員番号	
氏名	
所属	
連絡先住所	
電話番号	
e-mail	
表彰対象論文	※論文のコピーを必ず添付してください。
推薦理由	
選考委員会使用欄	
本推薦を <input type="checkbox"/> 受理する <input type="checkbox"/> 受理しない	